

# 旧白山保育園跡地譲渡の プロポーザルに関する説明書

## 1 概要

### (1) 譲渡の趣旨

旧白山保育園は、建築後35年経過による老朽化と、近接地の宅地造成に伴う園児の入園増加に対応するには現在地での保育園では不可能と判断し、移転改築が計画され、平成24年12月に新白山保育園が開園した。新白山保育園開園後、旧白山保育園の建物は取り壊すことが決定されていたが、地元社会福祉法人より土地建物について福祉施設として利用したい旨の要望を受け、内部協議を行った結果、解体撤去を行わず、福祉関連施設として利用する事を条件に有償譲渡することとなった。

譲渡に際しては、公平性・透明性を担保するとともに、地域にとってふさわしい福祉施設の整備を実現するため、公募による簡易評価型プロポーザル方式を採用することとし、最も適切な提案を行った事業者を施設等の譲渡候補者として選定することとする。また、同事業者とは、随意契約により旧白山保育園跡地を譲渡し、事業提案どおりに事業を進めてもらうものとする。

### (2) 旧白山保育園跡地の概要

土地：長岡市来迎寺2061番

地目 宅地

面積 2,088.58㎡ (登記簿面積)

建物：長岡市来迎寺2061番地

保育園舎ほか

面積 567.17㎡

## 2 対象事業者

長岡市内に主たる事業所があり、福祉関係事業の運営・経営実績のある社会福祉法人又はNPO法人

## 3 譲渡の時期

平成28年6月(予定)

## 4 譲渡金額

土地と建物を合わせて、29,031,262円とする。

## 5 提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、事業の具体的な取組方法について提案を求めるものである。本説明書において記載された事項以外の内容を含む提案書については、無効とする場合があるので注意すること。

### (2) 提案書の作成方法

提案書の様式は、様式1、2(A4判)に示したとおりとし、印刷方法については、片面印刷とする。

### (3) 記入要領及び注意事項

#### 提案書(様式1)

申請者の住所、名称、代表者氏名、担当者氏名、電話番号を記載し、団体印及び代表者印を押印すること。

#### 事業実施方針(様式2-1)

本市の総合計画や各種福祉計画に基づき、市民の誰もが、健やかで元気に、安全で安心して暮らせて、活力が持てる地域社会づくりに寄与する事業提案を求める。

提案における事業実施方針、取組内容、特に重視する計画上の配慮事項、その他事業実施上の配慮事項等を、A4判2枚以内で記述する。文字の大きさは12ポイントとする。

#### 各項目に対する提案(様式2-2)

以下の項目に関する考え方をA4判2枚以内で記載する。文字の大きさは12ポイントとする。

【項目】 「長岡市の福祉施策との関連性について」

【項目】 「地域性に配慮した事項について」

【項目】 「事業の実施体制について」

なお、記載にあたっては以下の事項に特に留意すること。

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限(イラスト、イメージ図、グラフなど)の範囲(様式内への挿入)においてのみ認める。

ウ カラー印刷は可とする。

## 6 提案物の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

## 7 書類の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 簡易評価型プロポーザル参加表明書(様式3)

提出方法 1部持参とする。(持参時に旧白山保育園跡地の現況平面図を配布する。)

提出先 長岡市越路支所地域振興課 担当:小林  
住所 〒949-5493 新潟県長岡市浦715  
TEL: 0258-92-5901(直通)  
FAX: 0258-92-3333  
電子メール: ks-j-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

提出期限 平成28年4月8日(金曜日)午後5時15分

### (2) 簡易評価型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書

提出書類 ・簡易評価型プロポーザル参加資格確認申請書(様式4) 1部  
・法人の登記簿謄本(全部事項証明書) 1部  
・法人等の経営状況を説明する書類(直近1カ年分) 1部  
・提案書(様式1)  
・事業実施方針及び手法(様式2-1、2-2) } 10部

提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

体裁 提案書は様式1、様式2-1、2-2の順に左上1か所をホチキス止めすること。

提出先 長岡市越路支所地域振興課 担当:小林

提出期限 平成28年5月9日(月曜日)午後5時15分

その他 要求した内容以外の書類等については受理しない。

### (3) 本プロポーザルで使用する様式については、長岡市のホームページ内からダウンロードした様式を使用すること。

## 8 本説明書の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問は、簡易評価型プロポーザルに関する質問書(様式5)により行うものとし、持参、郵送、ファックスまたは電子メール(持参以外の場合は、到着または着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付回答課 長岡市越路支所地域振興課

イ 質問の受付期間 平成28年4月11日(月曜日)午前8時30分から  
平成28年4月21日(木曜日)午後5時15分まで

( 2 ) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成 2 8 年 4 月 2 8 日 ( 木曜日 ) までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

## 9 評価基準

別紙 1 のとおり

## 10 評価結果の通知について

( 1 ) 提出された提案書の内容を評価し、最優秀者を決定する。評価結果は、参加者全員に通知する。

( 2 ) 評価結果については、通知を受けた日から起算して 7 日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

## 11 契約について

市は、最優秀者と随意契約により施設等の譲渡を行う。

## 12 留意事項

( 1 ) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

( 2 ) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、参加資格確認申請書及び提案書を提出できない。

( 3 ) 提出された参加資格確認申請書及び提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

( 4 ) 参加資格確認申請書及び提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。

( 5 ) 参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とすることがある。

( 6 ) 参加者が 1 事業者の場合にも提案書の評価を行い、基準点に達している場合には、譲渡候補者とする。なお、基準点については 5.3 点以上 とする。

( 7 ) 提出された参加資格確認申請書及び提案書は、返還しない。

( 8 ) 不明な点については、長岡市越路支所地域振興課に照会すること。